

大分国際車いすマラソン・パラスポーツ PR 動画制作業務委託に係る仕様書

1 委託業務名

大分国際車いすマラソン・パラスポーツ PR 動画制作業務

2 目的

大分国際車いすマラソン及びパラスポーツの PR 動画を制作し、大分国際車いすマラソンの魅力発信及びパラスポーツの普及と理解促進を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

4 委託業務の内容

県と協議し内容を企画のうえ、以下（1）及び（2）の啓発動画を制作する。

（1）大分国際車いすマラソン分

ア 対象視聴者

大分国際車いすマラソンを知らない県内外の方を主な対象とする。

イ コンセプト

大分国際車いすマラソンの大会の魅力や雰囲気が伝わること。

ウ 啓発動画の内容

- ・4つのテーマに分け、それぞれ大会関係者・選手・ボランティアの方々のインタビューを2名程度盛り込むことで、それぞれの思いや考えなどが視聴者に伝わる内容とすること。
- ・テーマについては自由に設定できるものとするが、動画の中に「大会の歴史や特長」「白熱するレースの様子や懸命に走る選手の姿」「大会協力者の想い」の要素を含むこと。
- ・大会の映像・解説等を盛り込み、大会の魅力や雰囲気が十分に伝わる内容とすること。

エ 仕様

以下①②のとおり作成すること。ダイジェスト版はテーマ別4本の内容をまとめたものとする。

- ①テーマ別版 3分程度／本 × 4本(日本語字幕版と英語字幕版の2種類)
 - ②ダイジェスト版 1分程度／本 × 1本(日本語字幕版と英語字幕版の2種類)
- ※音声を変換した聴覚障がい者向け字幕(日本語版及び英語版)を見やすい位置に表示すること
- ※手話通訳者の映像を画面の端に表示すること

(2) 地域のパラスポーツ分

ア 対象視聴者

パラスポーツに関心のある障がい者の方を主な対象とする。

イ コンセプト

パラスポーツの魅力や、県内各地でパラスポーツの体験会や練習会を行っている各競技団体等の情報が伝わり、パラスポーツに関心のある方とのマッチングが進むような内容とすること。

ウ 啓発動画の内容

- ・4つのテーマに分け、それぞれ競技団体・パラリンピアン・パラスポーツ指導者等のインタビューを2名程度盛り込むことで、それぞれの思いや考えなどが視聴者に伝わり、パラスポーツの魅力を感じられる内容とすること。
- ・テーマについては自由に設定できるものとするが、動画の中に「パラスポーツの種類と歴史」「競技団体の体験会・練習会の様子」「体験会・練習会参加者や指導者の声」の要素を含むこと。

エ 仕様

以下①のとおり作成すること。

①テーマ別版 3分程度／本 × 4本(日本語字幕版の1種類のみ)

※音声を変換した聴覚障がい者向け字幕(日本語版のみ)を見やすい位置に表示すること

※手話通訳者の映像を画面の端に表示すること

■ (1) 及び (2) の企画提案書には、動画の構成、個々のテーマの内容、時間配分を記載し、動画の絵コンテを提出すること。また、制作イメージやコンセプト、視聴者にわかりやすい内容とするポイント、それを実現するための方法について記載すること。

5 成果物の納品

以下の通り、成果物を納品する。

ア 納品物 (啓発動画)

- ・DVD 2枚とYouTubeアップロード用のMP4形式

イ 納品場所及び期限

- ・場所 大分県福祉保健部障害者社会参加推進室
地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班
- ・期限 令和8年1月30日(金)まで

6 その他

- ア 事業の実施にあたっては、県と十分に協議のうえ実施するものとする。
- イ 取材を行う場合は、事前に取材計画を作成し、取材対象及び内容等について県と調整すること。また、予め取材許可のほか必要な手続きを行うこと。
- ウ 出演者、協力者の肖像権、及び著作権等に関わる調整を行い、動画に掲載することの同意を得ること。
- エ 委託期間のみならず、委託期間終了後も県が動画を使用できるよう出演者、協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、Youtube 等の媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で料金を支払うこと。
- オ 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義が生じた場合には、県と委託候補者と協議し、変更内容について決定するものとする。

7 実施予定表等の作成

契約締結後、県と協議の上、速やかに契約期間中の本業務のスケジュールについて作成し提出すること。なお、内容に変更が生じる場合は、その都度予め県と協議すること。

8 委託候補者の責務

- (1) 契約締結後速やかに責任者を選任し、また、本業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、県にその旨届け出る者とする。なお、責任者には、業務委託を実施するために必要な能力及び経験を有する自社の者を選任すること。
- (2) 不測の事態により、定められた期日までに業務委託を完了することが困難になった場合は、直ちにその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 成果物に係る権利は大分県に帰属するものとする。
- (4) 本業務の課程において、県から指示された事項について、迅速かつ的確に実施すること。
- (5) 本業務を遂行するにあたり知り得た機密情報及び個人情報について、漏えい等の防止等適切な管理のために必要な措置を講じ、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (6) 本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、県の責めに期すべき事由による場合を除き、責任を負うこと。